

就労移行支援体制加算に関する届出書
(就労継続支援B型)

事業所の名称			
異動区分	1 新規	2 変更	3 終了

前年度における 就労定着者の数	人
--------------------	---

当該年度の前年度の 9月30日時点における 事業所の定員数	人
-------------------------------------	---

基本報酬の算定区分	就労継続支援B型サービス費 (Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)	1 4万5千円以上 2 3万5千円以上4万5千円未満 3 3万円以上3万5千円未満 4 2万5千円以上3万円未満 5 2万円以上2万5千円未満 6 1万5千円以上2万円未満 7 1万円以上1万5千円未満 8 1万円未満
	就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、(Ⅴ)又は(Ⅵ)	

	氏名	就職日(年月日)	就職先事業所名	前年度において6月に達した日(年月日)	届出時点の継続状況 (離職している場合は離職日も記入)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

注1 就労定着者とは、就労継続支援B型等を受けた後、就労し、当該年度の前年度において就労継続している期間が6月に達した者をいう。なお、就労とは企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。
ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。

注2 通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、就労継続支援B型等を受けた場合にあっては、当該就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には指定就労継続支援B型等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。

注3 基本報酬の算定区分について、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している場合は、平均工賃月額額の区分も選択すること。

注4 届出時点の継続状況には、就労が継続している場合には「継続」、離職している場合には「離職」と記入。
(離職している場合は離職日も記入)

注5 加算単位数は前年度の就労定着者の数に当該年度の利用定員及び基本報酬の算定区分に応じた所定単位数を乗じて得た単位数を加算することとなる。

注6 前年度における就労定着者の数については、当該年度の前年度の9月30日時点における事業所の定員数を上限とする。